

(様式 2)

「第 8 期京丹後市高齢者保健福祉計画（案）」の概要

1 趣旨について

本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づき、本市における高齢者への保健、福祉の基本的な考え方と方策を明らかにした「市町村老人福祉計画」と、介護保険法第 117 条の規定に基づき、要支援・要介護認定者数の推計や各種サービスの利用意向などから算定された介護保険サービスの見込量、サービス提供体制の確保方策など、介護保険事業の円滑な実施に関する事項を定める「介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。

2 計画の基本理念

本市では、令和 2 年 4 月現在で高齢化率が 36%を超え、これに伴い、要介護認定者が増加傾向にあり、特に要支援 1・2 の軽度の認定者が増加しています。

一方、本市は、総人口に占める百歳以上の長寿者の割合が高い「長寿のまち」として、全国から注目を集めており、百歳以上の長寿者は、平成 27 年 4 月の 81 人に対し、令和 2 年 4 月現在で 102 人に増加しているという特徴もあります。

第 8 期計画における国の基本方針では、団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7 年を見据えて地域包括ケアシステムを段階的に構築していくことに加え、現役世代（担い手人口）の減少が顕著となる令和 22 年を見据えて、介護サービス基盤を計画的に整備していくことが求められています。

本計画では、本市の課題や特徴、国の方針を踏まえながら、基本理念を次のとおり掲げ、高齢者が百歳になっても様々な分野で才能を発揮し、元気に活躍できる「百才活力社会」の実現を目指します。

3 計画の期間

令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間とします。

4 計画の基本目標

- (目標 1) 人生 100 年時代を生涯現役で支える健康づくりと生きがいつくりの推進
- (目標 2) 住み慣れた地域で安心して暮らせる包括的支援体制の構築
- (目標 3) 高齢者の安心安全を支える仕組みと支援の充実
- (目標 4) 持続可能な介護保険事業の運営

(様式2)

5 基本目標達成に向けて展開していく施策

(1) 人生100年時代を生涯現役で支える健康づくりと生きがいづくりの推進

- ・ 健康長寿のための疾病予防・体力向上の推進
- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業の充実
- ・ シニアが元気に活躍できるまちづくりの推進

(2) 住み慣れた地域で安心して暮らせる包括的支援体制の構築

- ・ 地域包括支援センターの機能強化
- ・ 地域ケア会議の推進
- ・ 在宅医療・介護連携の推進
- ・ 地域での支え合い体制の強化

(3) 高齢者の安心安全を支える仕組みと支援の充実

- ・ 認知症高齢者への支援策の充実
- ・ 高齢者の権利擁護の推進
- ・ 高齢者虐待防止対策の推進
- ・ 安全・安心な暮らしの環境づくり

(4) 持続可能な介護保険事業の運営

- ・ 介護保険制度の適正・円滑な運営
- ・ 介護サービス事業者等への指導・助言
- ・ 介護人材の確保と定着に向けた取組

6 施行期日について

令和3年4月1日から施行します。